基本計画（案）

第１章　基本計画の考え方・方針

１．基本計画の考え方

基本計画は、基本構想を踏まえて、４～５年程度の中期的なまちづくりの方針に基づく政策の方向性、政策を実現するための施策別計画を成果指標等で見える化し、阿賀野市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野等を定めることとします。

計画期間は、平成２８年度から平成３２年度までの５年とします。

２．中期的なまちづくり方針

基本計画は、基本構想を踏まえ、まちづくりの目標を次のように設定します。

まちづくりの目標

元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち

（１）政策体系の考え方

基本計画の政策体系は、「元気で明るく活力のある魅力的なまち」を実現するため、５つの政策を柱に据え、それを支える「市民協働」と「行政経営」を加えた７つの政策を設定します。

そして、政策下に２８の施策を置き、各施策下に２～７程度の手段としての基本事業（１１４の基本事業）を組み込み、全分野を網羅した体系とします。

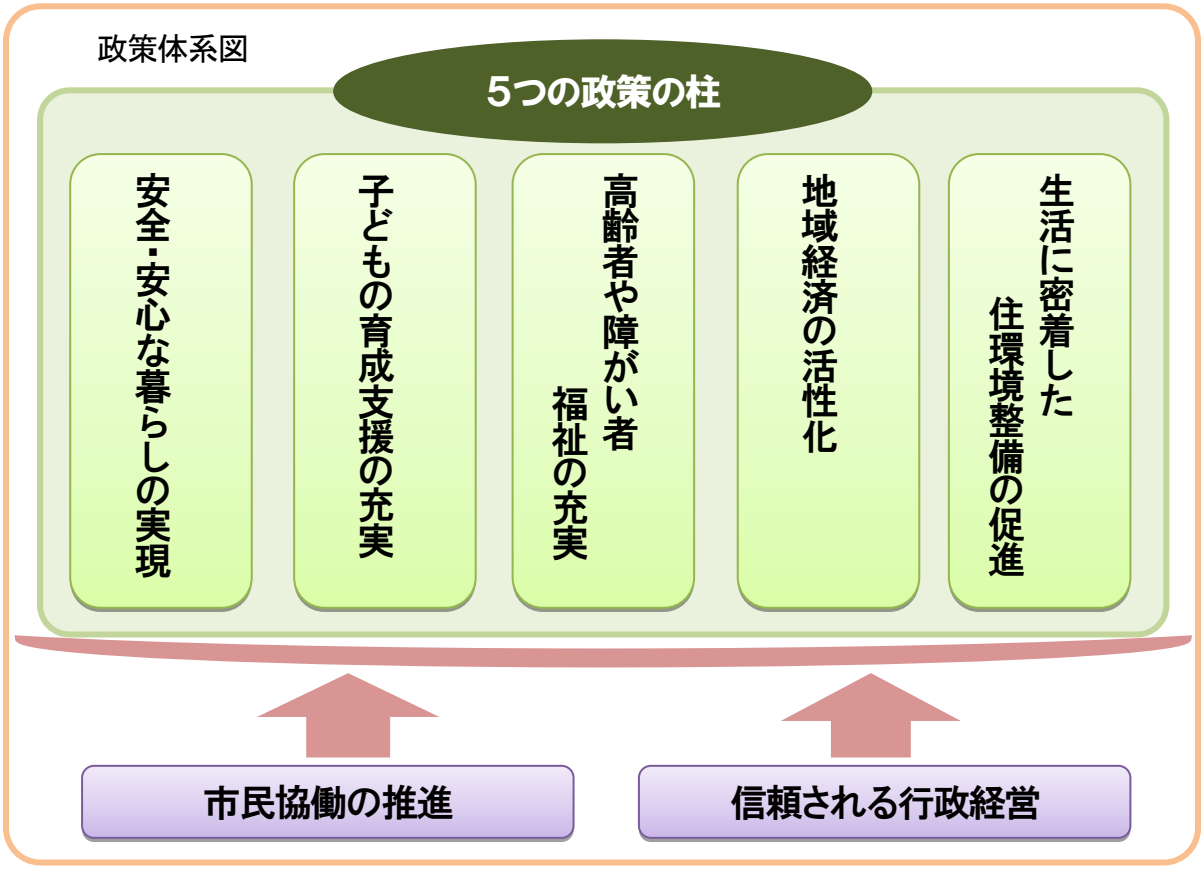

（２）重点分野の考え方

行政組織のヒト、モノ、カネ等の経営資源には限りがあり、全施策への大幅な投資は難しくなっています。そのような中、限られた経営資源を前例踏襲により配分した場合には、阿賀野市にとって重要な分野の施策展開が遅れ、まちづくりが進まなくなることが懸念されます。

そのため、阿賀野市の現状、時代潮流、市民意識やニーズ、今後の人口減少などを踏まえ、１１４の基本事業のうち、３２の基本事業を『重点分野』に設定し、優先的に取り組みます。

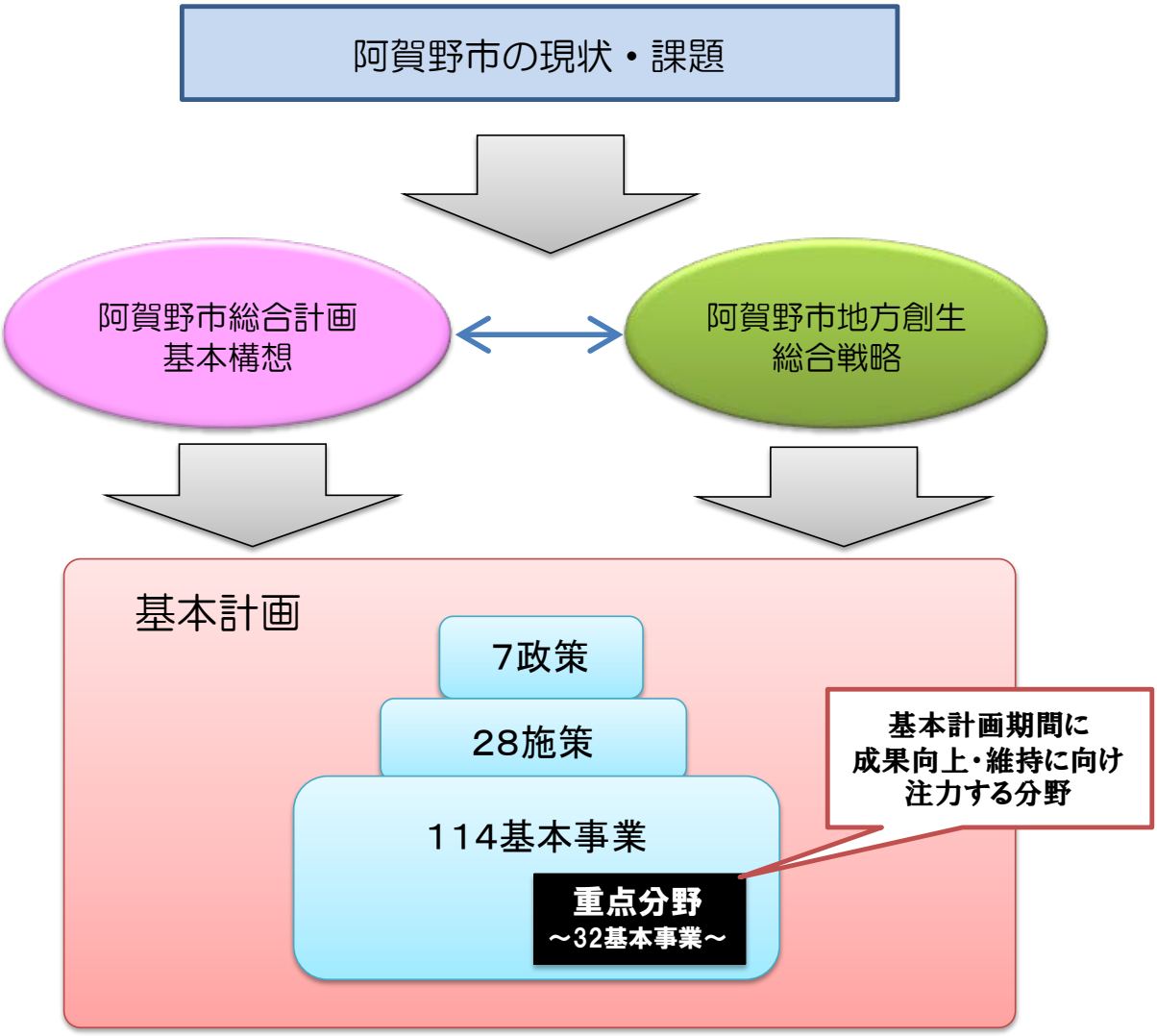

（３）政策体系と重点分野一覧

政策名		施策名		基本事業名		重点分野	頁
1	安全・安心な暮らしの実現	1	地域医療体制の充実	1	あがの市民病院の機能強化	●	40
				2	各医療機関の機能分担の強化	●	
		2	健康づくりの推進	1	望ましい食習慣の確立	●	41
				2	運動・身体活動の推進	●	
				3	禁煙と適正飲酒の推進		
				4	こころの健康づくりの推進		
				5	健（検）診受診率の向上	●	
				6	歯と口腔の健康づくりの推進		
		3	生涯スポーツの充実	1	生涯スポーツ施設の利用促進		42
				2	スポーツに触れ合う機会の提供		
		4	地域福祉の推進	1	地域福祉の担い手の育成		43
				2	地域で見守り合う仕組みづくり		
		5	セーフティネットの推進	1	生活困窮者自立支援の推進		44
		6	防災減災体制の充実	1	防災減災意識の高揚		45
				2	地域防災力の強化	●	
				3	消防団体制の強化	●	
				4	災害時支援体制の確立		
				5	耐震化の推進		
				6	治水対策の推進		
				7	防火意識の高揚		
				8	応急手当の普及		
		7	防犯対策の充実	1	防犯意識の高揚		46
				2	防犯設備の整備充実		
				3	消費者に対する防犯対策の推進		
				4	青少年の健全育成		
		8	交通安全対策の推進	1	交通安全意識の高揚		47
				2	交通安全施設の整備充実		
2	子どもの育成支援の充実	1	子育て環境の充実	1	未就学児・保護者の交流と不安軽減	●	48
				2	多様な保育サービスの充実	●	
				3	放課後の多様な過ごし方の提供	●	
				4	母子の健やかな成長の支援		
				5	地域子育て力の向上	●	
				6	保護者負担の軽減	●	
				7	結婚意識の向上	●	
		2	学校教育の充実	1	確かな学力の向上	●	49
				2	こころとからだの健全育成		
				3	教育環境の充実		
				4	安全な学校生活・通学環境の確保		
				5	学校・家庭・地域の協働体制の推進	●	
				6	経済的負担の軽減		
				7	故郷への愛着意識の醸成	●	
3	高齢者や障がい者福祉の充実	1	高齢者福祉の充実	1	医療介護の連携	●	50
				2	認知症施策の推進		
				3	日常生活の支援		
				4	介護予防・社会参加の推進	●	
				5	介護サービスの質と量の充実	●	
		2	障がい者福祉の充実	1	障がい者への適切な支援		51
				2	地域生活支援の基盤づくり		
				3	社会参加の促進		

政策名		施策名		基本事業名		重点分野	頁
4	地域経済の活性化	1	農業の振興	1	担い手の育成と経営規模拡大への支援	●	52
				2	経営の組織化・法人化の推進	●	
				3	生産基盤の整備		
				4	産地化・ブランド化の推進	●	
				5	畜産振興と耕畜連携		
				6	地産地消の推進と消費者との交流促進	●	
		2	商工業の振興	1	企業誘致の推進	●	53
				2	創業・事業展開の支援	●	
				3	事業所の経営支援		
				4	買物環境改善による市内購買力向上		
				5	就労の促進		
		3	観光の振興	1	地域資源を生かした観光の活性化	●	54
				2	情報発信の強化	●	
				3	観光施設の維持管理と整備充実	●	
5	生活に密着した住環境整備の促進	1	土地の有効利用	1	新たな生活・交流の拠点形成	●	55
				2	適正な開発の促進	●	
				3	土地・家屋の適正利用と有効活用		
				4	公園の維持管理と整備充実		
		2	道路環境の充実	1	市外へのアクセス向上		56
				2	生活道路の維持管理と整備充実		
				3	効率的な除排雪の推進		
				4	橋梁の長寿命化		
		3	公共交通の充実	1	市内の交通手段の確保		57
				2	市外への交通手段の確保	●	
		4	上水道の安定供給	1	安定供給の推進		58
				2	安全供給の推進		
				3	健全経営の推進		
		5	汚水処理の推進	1	汚水処理施設の整備と接続の促進		59
				2	汚水処理施設の維持管理の推進		
				3	持続可能な下水道経営の推進		
		6	生活衛生・環境の保全	1	３Ｒの推進		60
				2	生活衛生・環境の確保		
				3	適正なごみ処理の推進		
				4	ごみ処理体制の適正化		
		7	地球環境・自然環境の保全	1	大気・水質の保全		61
				2	自然資源の保全・活用		
				3	地球環境の保全		
6	市民協働の推進	1	市民による まちづくり活動の 推進と支援	1	コミュニティ施設の利用促進		62
				2	自治会活動の活性化		
				3	市民活動の活性化		
				4	ポイント制度を活用した地域の活性化の推進	●	
		2	生涯学習の充実	1	主体的な学習活動の推進		63
				2	学習機会の提供と生涯学習施設の利用促進		
				3	文化財の保護・活用		
		3	人権を尊重する ひとづくり	1	高齢者の人権擁護の推進		64
				2	障がい者の人権擁護の推進		
				3	児童虐待やいじめ防止対策の推進		
				4	男女共同参画の推進		
				5	同和問題の意識の高揚		
				6	人権意識の向上		
		4	開かれた市政の推進と 効果的な情報発信	1	情報提供の充実		65
				2	広聴活動・情報公開の充実		
				3	情報発信の強化		
7	信頼される 行政経営	1	行政経営の推進	1	成果重視の行政経営の推進		66
				2	健全な財政運営の推進		
				3	組織・人事マネジメントの充実		
				4	公共施設等のマネジメントの推進		
				5	自主財源の確保		
		2	適切な事務執行と サービス提供	1	情報の適切な管理		67
				2	出納事務の適正執行		
				3	積極的な選挙啓発と適正な選挙事務の執行		
				4	迅速・確実な窓口サービスの提供		
				5	監査事務の適正執行		
				6	議会事務の適正執行		
				7	ＩＴの適切な管理		

第２章　分野別計画

【施策別計画の見方】

まちづくりの目標を実現するための手段となる「政策」の名称です。

政策を実現するための手段となる「施策」の名称です。

この施策が達成されたときの姿を表しています。

この施策のあるべき姿（目的）の達成度を測る指標です。【施策成果指標】

目標を設定するうえで基準となる数値です。「市民アンケート」や「業務データ」から取得します。

計画期間の目標値（平成 32 年度）です。目標値が外部要因の影響を大きく受けるものなどは、目標値を定めず、推移を見守るものとして「－」で表します。

この施策をとりまく法改正等の『環境変化』や『施策の課題』及び『施策の基本方針』を記載しています。

政策１　安全・安心な暮らしの実現

施策 1-1　地域医療体制の充実

■ あるべき姿

必要な時に、必要な医療を受けられるようになっています。

■ 成果指標

指標名	現状値（平成26年度）	目標値（平成 32 年度）	説　明
市内や近隣に、必要な医療機関が整っていると感じる市民の割合	64.0%（平成27年度）	75%	まちづくりアンケートで「市内や近隣に、必要な医療機関が整っていると思いますか。」の問いに対し、「整っている」「どちらかといえば整っている」と回答した市民の割合です。

指標の内容の説明です。

■ 施策をとりまく環境変化と課題／施策の基本方針

- あがの市民病院が市民の身近な医療機関として、また、地域の中核病院として、市民が必要とする医療を提供していくため、常勤医を確保し、診療体制の充実と経営の安定を図ります。
- あがの市民病院への救急搬送者が２割を割っています。あがの市民病院の機能強化として、救急告示の早期復活に向け、救急医療体制の整備を図ります。
- かかりつけ医を持っている市民の割合は６割弱となっています。安心して暮らせる医療環境を整えるため、開業医とあがの市民病院との連携強化や機能分担の明確化を図るとともに、かかりつけ医の考え方の浸透を図ります。

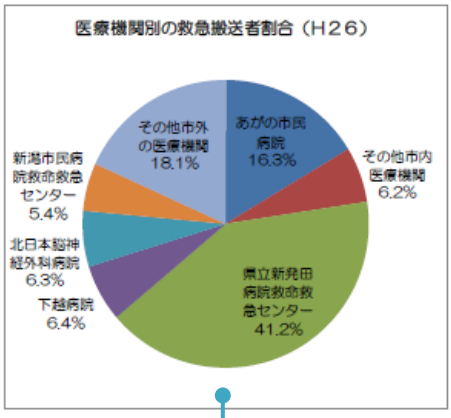

出典：消防本部調べ

この施策の現状や課題を示すデータをグラフで整理しています。

【まちづくりアンケートについて】
平成 27 年 10 月に、無作為抽出による２０歳以上の市民 3,000 人を対象に行ったもので、1,771 人から回答（回答率 59.0%）がありました。

施策を実現するための手段となる「基本事業」の名称です。

基本事業が達成されたときの姿を表しています。

基本事業

	基本事業名	あるべき姿	指標名	現状値（平成26年度）	目標値（平成32年度）
1	あがの市民病院の機能強化	地域の中核病院として機能しています。	外来患者数	89,306人	103,000人
			病床利用率	66.8%	88%
			救急搬送者のうち、あがの市民病院に搬送された者の割合	16.3%	増やす
2	各医療機関の機能分担の強化	日常の健康管理のために、かかりつけ医を持っています。 休日・夜間・救急の診療体制が整備・維持され、安心して暮らしています。	かかりつけ医を持っている市民の割合	58.5%（平成27年度）	70%
			休日・夜間診療体制を知っている市民の割合	55.8%（平成27年度）	80%

基本事業の「あるべき姿」の実現具合を測る指標（モノサシ）、現状値、基本計画の目標値（平成32年度）です。

施策内の用語解説です。

用語解説

かかりつけ医：　日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師